資料 ２－１

京都府障害者・障害児総合計画（仮称）の策定について

　令和５年度末をもって計画期間が終了する、京都府障害者基本計画及び京都府障害福祉計画・障害児福祉計画について、次期計画は統合し策定

１　京都府障害者基本計画

　　 ○京都府が講ずる障害者施策に関する基本的な計画

　　 ○次期の計画期間は令和６年度～令和１１年度までの６年間

　　　 ※保健医療計画、高齢者福祉計画等との整合や実施状況が体系的に確認できるよ

う、従来の計画期間５年間から見直し

※第５期計画は他計画と同様に令和６年度から令和１１年度までの６年間

２　京都府障害福祉計画・障害児福祉計画

○京都府障害者基本計画の実施計画として位置付け

○次期の計画期間は令和６年度～令和１１年度までの６年間

　　　 ※国の基本指針に基づき成果目標については３年毎に見直し

※国において、「令和４年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、「障害福祉計画及び障害児福祉計画について、障害者基本計画と一体的に策定できることができる旨」を通知（東京都、愛知県、大阪府、滋賀県等において既に一体的に策定）

３　読書バリアフリー推進計画（仮称）

　　 ○読書バリアフリー法第８条に基づき新規に策定（努力義務）

　　 ○国基本計画を勘案した視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

　　　　→統合し作成する上記計画に計画内容を盛り込む。愛知県等では一体的に策定

　　 ○計画期間は令和６年度～令和１１年度までの６年間

４　計画策定スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 令和５年７月 | ・京都府障害者施策推進協議会で議論  ・「京都府障害者福祉に関する調査」を実施  ・各関係機関へ次期計画における施策調書、成果目標達成状況の照会 |
| ９月 | ・府議会へ概要報告 |
| 10月 | ・京都府障害者施策推進協議会で議論 |
| 12月 | ・府議会へ中間案報告  ・パブリックコメント（～令和６年１月） |
| 令和６年２月 | 京都府障害者施策推進協議会で議論 |
| ３月 | 府議会へ最終案報告 |